

一須賀南地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		一 須 賀 南 地 区 地 区 計 画	
面 積		約0.2ha	
基本となる規制	用途地域	第一種住居地域	
	容積率 建ぺい率 高さ制限 外壁後退距離	200%以下 60%以下 —— ——	
高度地区		第三種	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 畜舎 4. 工場又は作業場 5. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 6. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	100㎡
		建築物の高さの最高限度	——
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩や形態については、周辺の住環境に調和するものとし、広告物、看板等についても、周辺の住環境を損なわないものとする。
		建築物の緑化率の最低限度	20%
		備 考	一須賀南地区地区計画の決定 平成28年3月30日